



平成21年5月27日

各 位

会社名 京都きもの友禅株式会社  
代表者名 代表取締役社長 齊藤 慎二  
(コード番号 7615 東証第1部)  
問合せ先 総務部長兼経営企画部長 佐野 利之  
(TEL. 03-3639-9191)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月24日開催予定の第38期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券は一斉に電子化されたことから、株券を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。
- (2) 決済合理化法の施行日の前日をもって単元株制度を採用しております。株主の皆様へのサービスの観点から、単元未満株式の買増制度を導入し、合わせて、単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を新設するものであります。
- (3) また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (5) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月24日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月24日(水曜日)

以 上

(別紙)

(下線\_\_は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行と単元株式数)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係わる株券を発行する。</u></p> <p>2 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第8条 <u>当社は、本定款に定めるものの他、必要</u> <u>があるときは、取締役会の決議によってあら</u> <u>かじめ公告して臨時に基準日を定めることが</u> <u>できる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(端株の買増請求)</u></p> <p>第9条 <u>当社の端株を有する株主(実質株主を含む。</u> <u>以下同じ。)</u>は、その端株と併せて1株となる べき数の株式を当社に対して売渡すことを請 求(以下「買増請求」という。)することがで きる。</p> <p>(第2項条文省略)</p> <p>&lt;現行第8条より移設&gt;</p>	<p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 (削除)</p> <p>当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>&lt;変更案第10条へ移設&gt;</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その</u> <u>有する単元未満株式について、次に掲げる権</u> <u>利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権</u> <u>利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請</u> <u>求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式</u> <u>の割当て及び募集新株予約権の割当て</u> <u>を受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増請求)</u></p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その</u> <u>単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数</u> <u>の株式を当社に対して売渡すことを請求(以</u> <u>下「買増請求」という。)することができる。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第10条 <u>当社は、本定款に定めるものの他、必要が</u> <u>あるときは、取締役会の決議によってあらか</u> <u>じめ公告して臨時に基準日を定めることがで</u> <u>きる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)・端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第13条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第14条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第23条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第24条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>